

財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人愛媛の森林基金業務方法書(平成8年1月16日制定)第2章から第5章の規定に基づき、理事長が適当と認める団体・個人(以下「事業主体」という。)が実施する事業に要する経費に対し、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とし、国又は県の助成の対象とならないもので、事業内容が効果的・実践的であると認められるものとする。

- (1) 研究調査事業
- (2) 山村と都市との交流促進事業
- (3) 木材需要拡大事業
- (4) 保健休養等関連施設整備事業
- (5) 森林造成整備事業
- (6) 郷土の森林づくり促進事業
- (7) その他理事長が必要と認めた事業

(補助の基準及び補助率)

第3条 補助対象事業の補助の基準及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象事業を実施しようとする事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、理事長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに事業主体へ通知するものとする。ただし、この交付決定通知に必要な条件を付して行うことができる。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ財団法人愛媛の森林基金助成事業変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に増減を生じるとき。
- (2) 補助事業の区分を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の区分ごとの経費の20%を超える変更をしようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ財団法人愛媛の森林基金助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後、速やかに財団法人愛媛の森林基金助成事業実績報告書(様式第5号)に、理事長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、補助金を請求しようとするときは、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金精算払請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 理事長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 理事長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金概算払請求書(様式第7号)に、理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(指導監督等)

第12条 理事長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

2 補助事業者は、補助事業の実施に関し、理事長の指導監督を拒むことはできない。

(補助金交付決定の取り消し等)

第13条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、理事長は、その全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(財産の譲渡等)

第14条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、この要綱により理事長に提出した書類及び補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して2年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第16条 この要綱により理事長に提出する書類は、所轄地方局林業課(市町村以外の事業主体が事業を実施する場合にあっては、所轄市町村及び所轄地方局林業課)を経由するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 この事業の実施については、県の指導・助言のもとに行うものとする。

附 則
この要綱は、昭和62年度の事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成8年度の事業から適用する。

附 則（平成9年3月5日）
この要綱は、平成9年度の事業から適用する。

附 則（平成10年2月25日）
この要綱は、平成10年度の事業から適用する。

附 則（平成11年5月10日）
この要綱は、平成11年度の事業から適用する。

附 則（平成13年3月28日）
この要綱は、平成13年度の事業から適用する。

附 則（平成14年5月29日）
この要綱は、平成14年度の事業から適用する。

様式第1号（第4条関係）

財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付申請書

財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付申請書

第 号

平成 年 月 日

財団法人愛媛の森林基金

理事長

殿

所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度において、財団法人愛媛の森林基金助成事業を下記のとおり実施したいので、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱第4条に基づき補助金の交付を申請します。

1 補助対象事業名		
2 事業に要する経費及び補助金交付申請額	(1) 事業に要する経費	円
	(2) 補助金交付申請額	円
3 事業の内容	別添1 事業実施計画書のとおり	
4 事業に係る収支予算	別添2 収支予算書のとおり	

- (注) 1 補助対象事業ごとに別葉とすること。
2 用紙の大きさは、A4判とする。

事業実施計画書

補助対象事業名	
事業の目的	
事業の内容 (補助対象面積等)	
事業実施主体 (協力機関)	()
事業実施の場所	
事業実施予定期間	(開始予定時期) (完了予定時期)
事業効果	
補助年度以降における 事業の位置付け	

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第1号の別添2 収支予算書

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	内 訳
	円	
合 計		

支出の部

区 分	予 算 額	内 訳
	円	
合 計		

- (注) 1 区分は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費等とする。
 2 内訳には、積算根拠となる数量・単価等をできる限り詳しく記入すること。
 3 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第2号（第5条関係）

財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付決定通知書

財団法人愛媛の森林基金指令 媛森基第 号

所在地

団体名

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金の交付については、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱第5条に基づき次のとおり決定する。

平成 年 月 日

財団法人愛媛の森林基金

理事長

印

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 3 交付条件

この補助金は、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

（注）用紙の大きさは、A4判とする。

財団法人愛媛の森林基金助成事業変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

財団法人愛媛の森林基金
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け媛森基第 号をもって交付決定通知のあった補助事業を次のとおり変更したいので、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱第6条に基づき変更承認を申請します。

1 変更の理由	
2 変更に係る事業の内容	別添1事業実施計画書のとおり
3 変更に係る収支予算	別添2収支予算書のとおり

(注) 1 事業実施計画書及び収支予算書については、様式第1号に準じて作成すること。

2 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第4号(第7条関係)

財団法人愛媛の森林基金助成事業中止(廃止)承認申請書

財団法人愛媛の森林基金
助成事業中止(廃止)承認申請書

第 号
平成 年 月 日

財団法人愛媛の森林基金
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け援森基第 号をもって交付決定通知のあった補助事業を次のとおり中止(廃止)したいので、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱第7条に基づき中止(廃止)承認を申請します。

1 中止(廃止)する 事業の名称	
2 中止(廃止)の理由	
3 中止の期間 (廃止の時期)	

- (注) 1 不用の文字は、削除すること。
2 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第5号(第8条関係)
財団法人愛媛の森林基金助成事業実績報告書

財団法人愛媛の森林基金
助成事業実績報告書

第 号
平成 年 月 日

財団法人愛媛の森林基金
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け援森基第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業を完了しましたので、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付綱第8条に基づき次のとおり報告します。

1 補助対象事業名	
2 事業の実績	別添1事業実績書のとおり
3 事業に係る収支決算書	別添2収支決算書のとおり

- (注) 1 補助対象事業ごとに別葉とすること。
2 補助事業による成果物があれば添付すること。
3 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第5号の別添1 事業実績書

事業実績書

補助対象事業名	
事業の内容	
事業実施主体 (協力機関)	()
事業実施の場所	
事業実施期間	(開始時期) (完了時期)
事業の成果	
今後の課題及び問題点	

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第5号の別添2 収支決算書

収 支 決 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
	円	円	
合 計			

支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
	円	円	
合 計			

- (注) 1 区分は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費等とする。
 2 内訳はできる限り詳しく記入するとともに、領収書等支出を証明する証拠書類があれば、その写しを添付すること。
 3 用紙の大きさは、A4判とする。

財団法人愛媛の森林基金
助成事業補助金精算払請求書

第 号
平成 年 月 日

財団法人愛媛の森林基金
理事長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け援森基第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱第9条に基づき次のとおり請求します。

1 請求金額	金 円
2 請求金額算定根拠	
区 分	金 額
交付決定額	円
概算払受領済額	円
請求金額	円
3 振込先	
金融機関名 _____	
預金種目 _____	
口座名義 _____	
口座番号 _____	

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第7号(第11条関係)

財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金概算払請求書

財団法人愛媛の森林基金

助成事業補助金概算払請求書

第 号

平成 年 月 日

財団法人愛媛の森林基金

理事長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

平成 年 月 日付け援森基第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱第11条第2項に基づき次のとおり請求します。

1 請求金額	金 円
2 概算払を必要とする理由	
3 請求金額算定根拠	
区 分	金 額
交付決定額	円
概算払受領済額	円
今回請求金額	円
残 額	円
4 振込先	
金融機関名 _____	
預金種目 _____	
口座名義 _____	
口座番号 _____	

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

(別表)

第3条関係

補助対象事業名	事業主体	補助率等		摘要		
研究調査事業	市町村団体又は個人	1件当たり200千円以内		-		
山村と都市との交流促進事業	市町村及び団体	事業費の1/2以内 ただし、当たり500千円を限度とする。		-		
木材需要拡大事業	市町村団体	ソフト事業 「ア」普及啓発用資料製作配布事業 1件当たり 200千円以内 「イ」木とのふれあい教室開催事業 1箇所当たり 200千円以内		1件当たり事業費 400千円以上 1箇所当たり事業費 400千円以上		
		ハード事業 1箇所当たり 500千円以内		1箇所当たり事業費 1,000千円以上		
保健休養等関連施設整備事業	市町村	Aタイプ	1箇所当たり 1,500千円以内	1箇所当たり事業費 3,000千円以上		
		Bタイプ	1箇所当たり 500千円以内	1箇所当たり事業費 1,000千円以上		
森林造成整備事業	市町村団体又は個人	育成単層林整事業	造林	スギ、ヒノキ 1ha当たり 278千円以内 クロマツ 1ha当たり 373千円以内 クヌギ、ナラ類 1ha当たり 296千円以内 ケヤキ 1ha当たり 366千円以内	1ha当たり 2,700本以上植栽 1ha当たり 4,000本以上植栽 1ha当たり 3,000本以上植栽 1ha当たり 2,000本以上植栽	
			改良	1ha当たり91千円以内	植栽なし(樹種:クヌギ、ナラ類、カシ類)	
			下刈除間伐	1ha当たり57千円以内 除間伐 1ha当たり29千円以内 間伐 1ha当たり34千円以内	~ 齢級(1回刈、全刈) 齢級 (本数間伐率20%以上) ~ 齢級 (本数間伐率20%以上)	
		育成複層林整備事業	樹下植栽	スギ、ヒノキ、クヌギ、ナラ類 1ha当たり 110千円以内 ケヤキ 1ha当たり 162千円以内	上層木 齢級以上 1ha当たり 600本以上植栽	
			改良	1ha当たり91千円以内	植栽なし(樹種:クヌギ、ナラ類、カシ類)	
			下刈除間伐	1ha当たり40千円以内 除間伐 1ha当たり29千円以内 間伐 1ha当たり34千円以内	~ 齢級(1回刈、全刈) 齢級 (本数間伐率20%以上) ~ 齢級 (本数間伐率20%以上)	
			受光伐	抜き伐り 1ha当たり 136千円以内 枝払い 1ha当たり107千円以内	上層木 ~ 齢級 (本数伐採率30%以上) 上層木 齢級以上 枝払い高 8m以上	
		郷土の森林づくり促進事業	市町村森林組合団体	広葉樹植栽事業	実行事業費の10/10 ただし、1ha当たり1,000千円を限度とする。	地域在来の広葉樹を3種以上植栽
				下刈事業	実行事業費の10/10	齢級 全刈又は坪刈(1回刈又は2回刈)